

監督権行使及び不利益処分に係る実施基準について

平成22年11月 1 日

第 1 業務又は財産に関する報告徴収及び立入検査の実施（特定非営利活動促進法第41条第 1 項）

1 特定非営利活動促進法（以下、この基準において「法」という。）違反

（1）法人の維持存続・運営に関する事項のうち、特に重要なもの

- ・ 法第 2 条（定義）違反
- ・ 法第 5 条（その他の事業）違反
- ・ 法第 8 条が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年第48号）第 78 条（代表者の行為についての損害賠償責任）違反
- ・ 法第12条第 3 号（暴力団非該当性）違反

（2）法人の管理運営に係る事項

- ・ 法第12条第 4 号（設立認証基準のうち社員数要件）違反
- ・ 法第15条（役員の数）違反
- ・ 法第19条（監事の兼職禁止）違反
- ・ 法第20条（役員の数格事由）違反
- ・ 法第21条（役員の数族等の排除）違反
- ・ 法第22条（役員の数員事由）違反
- ・ 法第24条第 1 項（役員の任期）違反
- ・ 法第28条第 2 項（事業報告書等の閲覧）違反

（3）届出及び報告書等の未提出

- ・ 法第23条第 1 項（役員変更届）の未提出
- ・ 法第25条第 6 項（定款変更届）の未提出
- ・ 法第29条第 1 項（事業報告書等）の未提出
- ・ 法第31条第 4 項（解散届）の未提出
- ・ 法第31条の 8（清算人就任届）の未提出
- ・ 法第32条の 3（清算終了届）の未提出
- ・ 法第39条第 2 項（合併登記完了届）の未提出

第 2 改善命令の実施（法第42条）

1 法第12条第 1 項第 2 号（設立認証基準）の違反

- （1）特定非営利活動を行うことを主たる目的としていないことが認められる
- （2）営利を目的としていることが認められる
- （3）社員の資格の得喪について、不当な条件を付していると認められる
- （4）役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 を超えている
- （5）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていと認められる

(6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていると認められる

(7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていると認められる

2 法12条第1項第3号（設立認証基準）の違反

法人が暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当していることが、法第43条の2の規定に基づく警視総監若しくは警察本部長の意見聴取又は法第43条の3の規定に基づく警察本部長から県への意見により、確認できたとき。

3 法第12条第1項第4号（設立認証基準）の違反

法人が10人以上の社員を有していないことが、法第29条第1項の規定に基づいて提出される事業報告書等、役員名簿等及び定款等又は法第41条第1項の規定に基づく報告・検査その他の調査により県が収集した資料若しくは市民から情報提供された資料等の証拠から事実確認ができたとき。

4 法令又は定款に違反

前記以外の法の規定、法に基づく政令若しくはその他の法令（法律、政令、府省令のほか、人事院、会計検査院、裁判所、国会各議院の規則、地方公共団体の条例、規則等を含む。）の違反又は当該法人の定款の違反について、法第29条第1項の規定に基づいて提出される事業報告書等、役員名簿等及び定款等又は法第41条第1項の規定に基づく報告・検査その他の調査により県が収集した資料若しくは市民から情報提供された資料等の証拠から合理的に事実確認ができたとき。

5 法令に基づいてする行政庁の処分に違反（いずれかに該当した場合）

(1) 法第41条第1項の規定に基づく報告命令に対して報告をしなかった又は虚偽の報告をしたとき

(2) 法第41条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したとき

(3) 法第42条の規定に基づく改善命令に従わなかった又は回答しなかったとき

(4) 法人が行う事業等に関する関係法令に基づく行政庁の処分に違反したとき

6 その運営が著しく適正を欠くと認めるとき（いずれかに該当した場合）

(1) 法人の監事から、法第18条第3号の規定に基づき、具体的な証拠書類を付した上で、法人の業務又は財産に関し不正な行為について所轄庁に報告があったとき

(2) 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなり、法第31条の3に定める破産手続開始の決定の要件に該当したとき

(3) 法人の運営が著しく公共の福祉を害すると認められるとき

第3 設立認証の取消し（法第43条第1項、第2項）の実施

1 法第42条に基づく改善命令に従わなかった場合又は改善命令の期限内に回答がなかった場合であって、次のいずれかに該当したとき

- (1) 当該法人の事業等において、ほかに所管庁がないとき
- (2) 法人が実施した事業に関する個別業法等に基づき、当該事業所管庁が指導・監督・処分を行うことができない場合又は行ってもその改善が見込まれないとき
- (3) 法人の役員全員が欠けたとき（死亡若しくは生存していても欠格事由に該当したとき又は事実上若しくは法律上の原因から職務活動をすることができないとき）
- (4) 法人の役員全員の所在が不明であるとき

2 過去3年以上にわたって法第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないとき

- (1) 法第29条第1項及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）第3条第1項の規定により義務付けられた、毎年1回の提出期限（法人の事業年度始めの3月以内）を経過した時点において、法人が事業報告書等、役員名簿等又は定款等を過去3年間にわたって1度も提出していないときに適用する。
- (2) ただし、休眠法人（法第29条第1項の規定により義務付けられた書類の提出を行わない法人をいう。）の整理のための規定であることを踏まえ、法人が事業報告書等、役員名簿等又は定款等のうちいずれか1つの書類でも提出している場合及び法人が不完全な書類（法定の記載事項を満たしていない書類をいう。）を提出している場合には、前記（1）を適用しない。

なお、書類の一部提出及び不完全な書類の提出は、法第29条第1項違反に該当するため、法第42条の規定による改善命令の対象となる。

3 法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき

- (1) 法第42条の規定による改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかなきときは、次のいずれかに該当した場合をいう。
 - ア 法人が違法行為（詐欺行為、暴力行為等）を行っていることが明らかであるとき
 - イ 改善命令を行っている間にも、市民が当該違法行為による深刻な被害を被るおそれがあるとき
 - ウ 違法行為による被害者が続出し、速やかに監督権限を行使しなければ、法の趣旨が著しく損ねられる可能性が高いとき
 - エ 法第10条第1項第2号イ及びロ、並びに同項第4号の書類における虚偽が明らかに認められるとき
- (2) 他の方法により監督の目的を達することができないときは、次のいずれかに該当した場合をいう。

- ア 当該法人の事業等において、ほかに所管庁がないとき
- イ 法人が実施した事業に関する個別業法等に基づき、当該事業所管庁が指導・監督・処分を行うことができないとき又は行ってもその改善が見込まれないとき
- ウ 法人の役員全員が欠けたとき（死亡若しくは生存していても欠格事由に該当したとき又は事実上若しくは法律上の原因から職務活動をすることができないとき）
- エ 法人の役員全員の所在が不明であるとき
- オ 法人の役員が社員の所在を把握しておらず、法人の総会が年1回開催されていないとき